

# 公立大学法人横浜市立大学医学部法医解剖取扱要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日  
最近改正 令和 元年 9 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学（以下「横浜市立大学」という。）医学部が受託し、法医学的見地から死因等を鑑定するために行う検案、解剖及び各種検査（以下「法医解剖等」という。）の実施に必要な手続等を定めるものとする。

## (法医解剖等の種類)

第 2 条 この要綱における法医解剖等とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 225 条第 1 項の規定により実施する司法解剖
- (2) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）第 6 条第 1 項の規定により実施する署長権限解剖
- (3) 死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）第 7 条の規定により実施する承諾解剖

## (実施基準)

第 3 条 前条の法医解剖等は、教育・研究上有意義であり、かつ本来の教育・研究に支障のない場合に受託することができる。

## (鑑定人)

第 4 条 法医解剖等は、法医学教室の教員（以下「鑑定人」という。）が実施する。

## (結果報告)

第 5 条 鑑定人は、法医解剖等の終了後、解剖結果報告書を作成し依頼者に報告する。

2 鑑定人は、遺族等の求めに応じて死体検案書を交付する。

## (解剖経費等)

第 6 条 法医解剖等に係る経費は次の各号のとおりとする。

- (1) 解剖基本料
- (2) 解剖検査料

(3) 感染症等危険防止消耗品費

(4) 死体検案料（死体検案書1通の交付手数料を含む。）

(5) 死後画像撮影料

(6) 死体検案書交付手数料

2 前項の経費の額は、それぞれ当該各号に定めるところにより算出する。

(1) 解剖基本料、解剖検査料及び感染症等危険防止消耗品費 神奈川県警察又は神奈川県と横浜市立大学との契約に基づく額とする。

(2) 死体検案料 1件につき40,000円及び消費税相当の合算額とする。

(3) 死後画像撮影料 遺族から徴収する場合は1件につき20,000円及び消費税相当の合算額とする。神奈川県警察から徴収する場合は、神奈川県警察又は神奈川県と横浜市立大学との契約に基づき20,000円（税込）とする。

(4) 死体検案書交付手数料 2通目以降1通につき、横浜市立大学附属病院及び横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける諸料金規程第1条第7号ア（ア）に定める額を準用する。

（解剖経費等の取扱い）

第7条 前条の解剖経費等は、それぞれ当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 解剖基本料、解剖検査料及び感染症等危険防止消耗品費 解剖等に要した実費相当額として、前条第2項第1号の規定により算出した額を依頼者に請求する。

(2) 死体検案料 検案を実施した遺体の遺族等に対し、前条第2項第2号の額を請求する。

(3) 死後画像撮影料 死後画像の撮影を行った遺体の遺族等または神奈川県警察に対し、前条第2項第3号の額を請求する。

(4) 死体検案書交付手数料 死体検案書を交付した遺族等に対し、前条第2項第4号の規定により算出した額を請求する。

(5) 前条第2項第2号、3号及び4号に規定する額は、特段の事情があると認定される

場合、減免又は免除することができる。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、法医解剖等の実施に必要な事項は事務局長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 1 の施行の前日までに実施した法医解剖の解剖料等の支払いが施行日以降に  
あった場合は、改正前の要綱を適用するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年 9 月 1 日より施行する。